

商工会では、情報の受信を希望された会員の皆様に経営等に関する様々な情報をご提供させていただくため、不定期ではありますが「商工会からのお知らせ」を発行いたします。

■ 補助金等公募情報 ■

➤令和2年度 島根県事業承継新事業活動等支援補助金 第3回公募のご案内 ⇒ 裏面チラシ参照

地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継を促進するため、後継者による新たな取組や第三者承継を通じた後継者の確保などに必要な経費の一部が補助されます。

◎対象者：後継予定者がおり5年以内に実施する事業承継計画がある又は事業承継後2年以内の者

◎概要：新商品・新サービスの開発や販路開拓の事業。必要経費の1/2、上限100万円補助など

◎募集期限：令和2年8月24日(月)

◎問合せ先：島根県中小企業課経営力強化支援室 電話 0852-22-5288

(URL) <https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/syoukei.html>



➤小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>第3回(8月7日締切)が公募されています。

■ 新型コロナウイルス感染症関連 ■

➤家賃支援給付金のご案内 ⇒ 別紙チラシ参照

売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金が支給されます。

◎支給対象：・5月から12月の売上高について、1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

・自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

◎給付額：法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円が一括支給されます。

※申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した額(詳細はチラシ参照)

◎必要書類：賃貸借契約の存在を証明する書類、申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類のほか、持続化給付金と同様の書類。

◎申請時期：売上減少月の翌月から令和3年1月15日まで

◎申請サポート会場：ホテル玉泉(松江市玉湯町玉造 53-2) TEL:0120-150-413(9:00~18:00)

◎問い合わせ先：家賃支援給付金コールセンター TEL:0120-653-930(8:30~19:00)

(URL) <https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html>



➤松江市商業・サービス業感染症対応支援補助金等のご案内 ⇒ 別紙チラシ参照

松江市内の中小企業者が、新型コロナウイルス感染防止対策や新事業展開の取り組みに要した対象経費に対し補助される制度です。※先着順ではないため、補助金が満額交付とはなりません。

| | 松江市商業・サービス業感染症対策対応支援補助金(2次募集) | 新たな営業スタイル転換支援事業補助金(松江市独自支援) |
|---------|---------------------------------|-----------------------------|
| 補助対象経費額 | 下限10万円から上限100万円 | 10万円未満 |
| 補助金 | 下限8万円から上限80万円 (補助対象経費の4/5以内) | 上限7万9千円 (補助対象経費の4/5以内) |

◎対象業種：小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、道路旅客運送業、鉄道業、水運業。ただし、風俗営業などの一部が除かれます。

◎対象事業：感染防止対策、テイクアウト・デリバリー等への新たな取り組み など

◎対象期間：令和2年4月7日から令和2年12月末日

◎受付期間：令和2年8月3日(月)から令和2年9月11日(金)まで(郵送により提出)

◎問合せ先：松江市商工企画課 TEL:(0852)55-5664・55-5028

(URL) <http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/sangyou/shoukou/shingatacorona.html>



➤新型コロナウイルス感染症関連の情報は、まつえ南商工会のホームページをご覧ください。

■ 発信元 ■

➤まつえ南商工会 経営支援センター【担当：高見、前島、高木】 TEL:66-0861/FAX:66-3377

(URL) <http://matu-minami.shoko-shimane.or.jp/> E-MAIL: mmsci-s@shoko-shimane.or.jp

